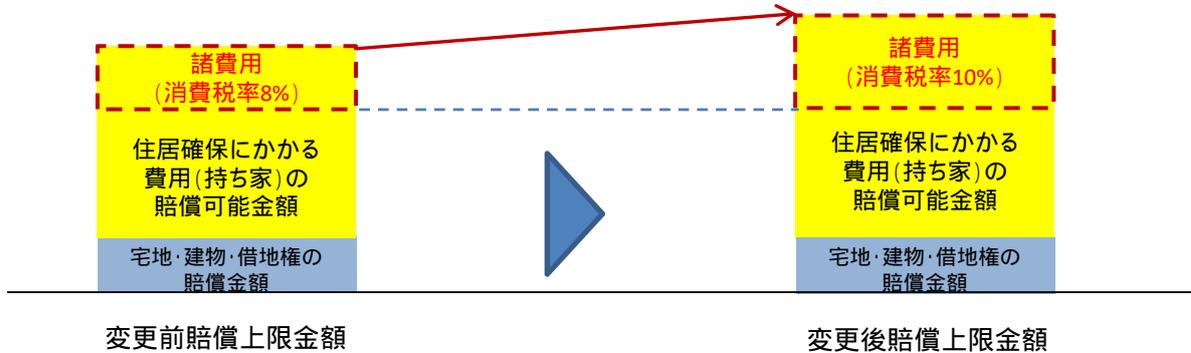


【見直し内容イメージ】

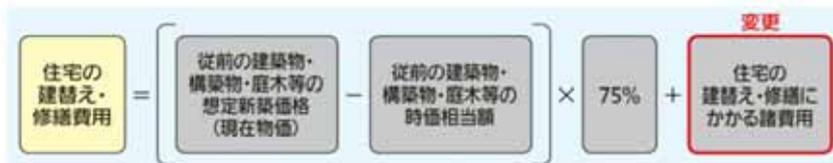


【移住先住居の再取得費用の算定式】



- 1 「東京電力株式会社 福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」(以下「中間指針第四次追補」)を踏まえ、宅地の想定再取得面積は従前の住居の宅地面積を適用し、福島県都市部の平均宅地面積である250㎡を超える場合は、250㎡を適用させていただきます。
- 2 中間指針第四次追補および平成31年1月25日に開催された原子力損害賠償紛争審査会の内容を踏まえ、移住先6都市(いわき、福島、郡山、会津若松、二本松、南相馬)の標準的な宅地単価を採用しています。
- 3 中間指針第四次追補を踏まえ、従前の住居の宅地面積が福島県の平均宅地面積の400㎡を超える場合は、400㎡を適用させていただきます。
- 4 中間指針第四次追補を踏まえ、移住を余儀なくされた区域以外にお住まいであった方で「移住先住居の再取得費用」をご請求いただく方は、75%を乗じて算定させていただきます。
- 5 借地権をご請求いただいた方は、借地権割合をさらに乗じて算定させていただきます。

【帰還先住居の建替え・修繕費用の算定式】



以上